

No. 344

# 全 仏

12/88

特集

第5回 宗教と税制シンポジウム



神社本庁2階の大ホールで開かれた「第5回宗教と税制シンポジウム」

全日本仏教会

第五回

# 宗教と税制シンポジウム

## 基調講演に大蔵省の 薄井 信明氏 「税制の抜本改革と宗教法人」

### 神社本庁大ホールに二百人が参集

日本宗教連盟（全日本仏教会、神社本庁、教派神道連合会、日本キリスト教連合会、新日本宗教団体連合会）主催による、「第五回宗教と税制シンポジウム」が、十一月十日午後一時から、神社本庁二階の大ホールで開催された。今年は、ちょうど国会で、税制抜本改革へ向けての審議が進行中ということもあって、二百人を超える出席者は、熱心に聴講していた。

シンポジウムは、落合偉洲日宗連事務局長の開催主旨説明に始まり、桜井勝之進日宗連理事長の開会挨拶の後、来賓として出席した工藤巖、奥田幹生、町村信孝の各衆議院議員と田沢智治参議院議員が挨拶を行った。

つづいて基調講演に入り、「税制の抜



基調講演の薄井信明氏



来賓として挨拶する奥田幹生議員

本改革と宗教法人」と題して、大蔵省主税局税制第二課長の薄井信明氏が、要旨次のような話をされた。

昭和五十年代に入ると、高度経済成長の時代が終わり、国の財政が赤字になってきた。

そこで新しい間接税（いわゆる「一般消費税」）を導入しようという考え方が出てきたが、まず不公平税制の是正と、行政改革をやるべきだという主張が強くなり、これは頓挫してしまった。

しかし、昭和二十五年のシャープ勧告以来、大きな改革がなされていない現行の税制は、急速に変化する社会・経済に対応できず、様々なゆがみ、ひずみを抱

えている。時代の流れを踏まえた公平で簡素な税制、所得・消費・資産などへの税が相補うバランスのとれた税制の実現が、今、求められている。

公平な税制こそ、民主主義の礎だと確信しているが、近年、本格的な税制改革が行われなかったため、所得課税、特に勤労者の源泉所得税のウェイトの増加が著しく、一方、消費課税のウェイトは顕著に低下してきている。その中において、サラリーマンをはじめとして、納税者の重税感・不公平感が高まってきており、このような税制を現行のまま放置することはできなくなっている。

今や単なる減税策ではなく、税制全般にわたる制度の改革が求められている。主な先進国の中でも、日本の直接税への依存度は最も高く、逆に、間接税への依存度は、最も低くなっており、国際的に見ても日本の税制のかたよりは際立っている。税制のひずみを是正し、税負担を薄く公平に分かちあうことが必要となっている。

直接税と間接税は、それぞれ長所、短所を持っている。税収が片方の税に依存しすぎる場合は、その短所が増幅されてしまう。従ってそれぞれの長所を生かし、短所を補いあうような、バランスのとれた税制をつくる必要がある。

このたびの税制改革では、課税の公平、中立、簡素の基本原則に従い、①所得税、個人住民税の負担軽減、②負担の公平の確保、③相続税の軽減・合理化、④望ましい間接税制度の確立、⑤国際的視点に

立った法人税制の確立、の五つを柱としている。  
そして、現行税制が直面している問題を根本から解決し、税制全体の負担の公平感を高めるため、消費に広く薄く負担を求める「消費税」の導入が提案されている。

### 帝京大学講師の石村耕治氏が発題

## 「税制改革の動向と宗 教法人課税上の論点」



発題する石村耕治氏

基調講演にひきつづいて、帝京大学講師の石村耕治氏が、『税制改革の動向と宗教法人課税上の論点』をテーマに発題を行った。石村氏は、「このたびの税制改革は、宗教法人の運営にも大きな影響を及ぼす」とした上で、要旨次のように話された。

①消費税は、「公益法人等についても、

この消費税の導入により、サラリーマンを中心に大幅な所得税・個人住民税の減税が可能となる。  
なお、この「消費税」は対価のある物やサービスを対象としているので、いわゆる宗教本来の活動は、その対象外となっている。

原則として非課税取引を設けない」としているが、宗教法人の場合、法人税法にいう「収益事業」にあたるものの他に、消費税の課税対象となるのは何か、また逆に「収益事業」であって「消費税」の課税対象とならないものは何か。

②報道機関によれば、大蔵省は宗教法人への課税強化策として、「金融収益」への課税、過度な収益事業に対する割増税率の適用、収益事業の範囲拡大、等を考えているといわれるが、その具体的内容は何か。

③全国的に、各税務署から「お尋ね」（法定外文書）の送付が目立ってきている。これらの中には、宗教活動の内容に深く立ち入った質問もある。こうした法定外文書の活用による実質的な意味での「調査」は、「信教の自由」に反すると思われるが、大蔵省はこうした文書の配布について、どのような対応を行っているのか。

④宗教法人の「税逃れ」や「ビジネス化」などが目立っている。こうした例は一部であるにしろ、宗教法人の「公益性」「社会性」に対する疑問となっている。現行宗教法人税制の維持には、一般庶民、



本社本庁の大ホールで熱心に聴講する参集の人々

税が課税の対象とする事業の定義と範囲について具体的にふれ、①祈禱料、②お札、お守り、おみくじ、③お布施、戒名料、④拝観料、⑤宝物館等への入場料、⑥駐車場、等について、大蔵省側の見解を求めた。

石村、近藤両氏の発題をふまえて、薄井課長より次のような発言があった。

「まず、本来の宗教活動に伴う収入には、消費税はかからない。この中には、祈禱料、お札、お守り、おみくじ、お布施、戒名料、拝観料等がふくまれる。法人税法上の「収益事業」に当たるものは、全て原則として消費税の対象（土地の売却収入や地代は非課税）だが、それは一年間の売上高が、三千万円を超えた場合に限られる。また、宝物館等への入場料は現在「収益事業」の範囲外だが、この間は消費税の対象（年間売上高三千万円までは免税）となる」

シンポジウムはその後、一般参加者からの質問等を受付け、午後四時までつづけられた。

納税者の支持が絶対に必要不可欠である。こうした点について、宗教界には具体的な計画、行動はあるのか。  
つづいて、税理士の近藤一久氏が「宗教法人から見た消費税の疑問点」をテーマに発題した。この中で近藤氏は、消費

# 全仏理事會開く

## 予算など三議案を審議



議案を審議する全仏理事會

.....  
本会の理事會が、去る十一月十五日午後一時から、東京グランドホテルで開催された。

三婦依文唱和、野口理事長挨拶について、議長に理事長を、議事録署名人に楢山大典、鈴木常俊の両師を選出して、議事に入った。

## 神奈川県仏創設 50周年記念大会

川崎大師の信徒會館で

議案第一号「一九八九年度予算編成基本方針及び、予算案の大綱について承認を求める件」  
剛山財務部長が、来年度の予算案につき歳入歳出の両面に互って、編成上の基本方針及び大綱を詳細に説明した。  
活発な質疑応答の後、来年度予算案の

は、参加者全員による三婦依文唱和、物故者追悼法要が行われ、つづいて県仏教會々長の福永隆昭師（本會副會長）が次

神奈川県 仏教會の創設五十周年記念大会が、十一月八日午後一時から、川崎大師平間寺の信徒會館を会場に、四百人を超える関係者が出席して開催された。

第一部の記念式典で

大綱については、次の常務理事會で決定することになった。  
議案第二号「事務総局人事の承認を求める件」  
白川事務総長より、事務総局職員の見任に伴う補充人事につき、説明が行われ、原案通り承認された。（別掲八頁）

議案第三号「京都府仏教連合會加盟の承認を求める件」  
川島総務部長から説明。原案通り承認された。

報告事項  
①第十六回世界仏教徒會議ロサンゼルス大会について

杜多國際文化部長より報告された。

②ルンビニー復興日本仏教徒委員會報告  
川井匡俊委員長が、去る八月に行ったネパール現地調査を報告。ルンビニー園の現状、特にマヤ堂の状態が詳細に説明された。

③回和委員會報告  
蓮池瑞旭委員長が報告。各教団における研修、啓発活動の重要性、特に宗派役員が、これまで以上に研修の機会を持つてほしいと、強い要請が行われた。

④事務総局各部報告  
各部長より報告された。

のように挨拶した。  
「今日の社會は急速な經濟發展による物の豊かさが際立つ蔭に、大切な心づく

りがとり残され、家庭・社會の歪みが深刻の度を加えている。今こそ物あまり心乏しい現状を転じて、心の時代二十一世紀に向かって県仏會員一致、不退転の決意をもって、全一仏教運動再構築への第一歩を、今大會を契機として踏み出したものと念願するものである」

功労者表彰が行われた後、本會の野口善雄理事長が、「激変する五十年という時代の中で、県仏教會の礎を確固たるものとされ、今日までその發展に不惜身命の努力を重ねてこられた方々に、満腔の敬意を表し、あわせて全日本仏教會への長年に亙る甚深なる御協賛に対し、衷心より謝意を述べたい」と祝辞を述べた。

式典終了後、記念講演（日本人の心に潤いを）寺内大吉氏、清興（沖繩舞踊）につづいて、午後四時からにぎやかに祝宴が行われた。



挨拶する福永隆昭県仏教會會長

## 祝 創設五十周年記念大会

# 全日仏婦の定期大会

箱根で  
ひらく



挨拶する山本杉理事長

い箱根の山々を望む大雄山箱根別院を会場に、第三十五回全日仏教婦人連盟大会を開催した。

第一部の法要は、大雄山箱根別院本堂に於て箱根別院々代の導師のもとに行なわれ、法要後導師より法話をいただき、一同緊張の面持で聞き入っていた。

その後、会場を箱根別院会館に移し、先ず山本杉理事長が次のように挨拶された。「今日の世界宗教事情の中において、我が大乘仏教思想が注目をあびつつあります。その中で全日仏婦のあり方も重要

になるでしょう」

来賓として本会の白川良純事務総長、

国際仏教興隆協会の長田順海師、太岳院住職の安本利正師等が祝辞を述べた。

その後小休憩をはさみ、大雄山最乗寺山主余語翠巖下より、「とらわれのない世界」と題してご法話をいただいた。余語下独特のユーモアをまじえたお話しに、参加者は熱心に聞き入っていた。夕方六時からは懇親会があり、第一日目の日程は終了。

翌日は朝の読経、朝食の後出発し、参加者全員で大雄山最乗寺へ参拝、昼食の後解散した。

## 参院選 全仏の推薦候補

明年七月に予定されております。第十四

五回参議院議員通常選挙に、本会は加盟

— 比例代表 —

- 柳川 覚治 62歳 自民・現  
 ①曹洞宗 ②早大卒 文化庁次長 ③党  
 文教部会副部長



— 北海道 —

- 工藤 万砂美 63歳 自民・現  
 ①北海道仏教会連盟 ②中大修 商工会  
 議所会頭 法務政務次官 ③参議院予算  
 委員会理事



— 和歌山 —

- 世耕 政隆 65歳 自民・現  
 ①高野山真言宗 ②日大医卒 近畿大総  
 長 自治相 ③党総務副会長



団体より申請のあった立候補予定者に対し、推薦状を交付して支援いたします。今後、各団体より申請のあった順に、本誌に掲載し、ご紹介いたします。

- ①推薦団体 ②略歴 ③現職

一九八九年版

### 全仏手帳

申込み受け中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文は早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録

その他

サイズ 9×14 cm

定価 六〇〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七

四 全日本仏教会

「全仏手帳係」宛

### 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

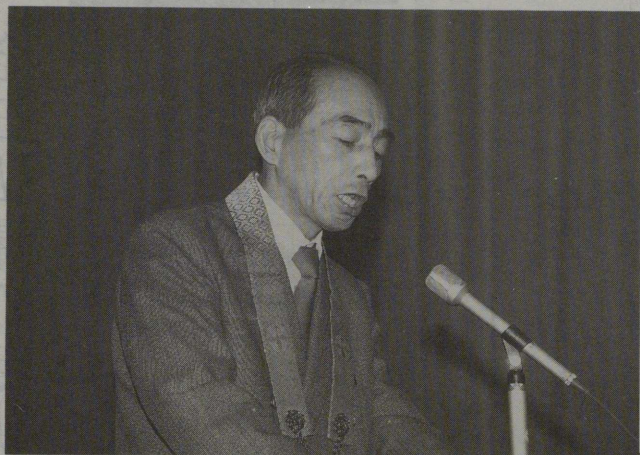
東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

# 同和推進のために

## ○第八回「同和研修会」の目的

全日本仏教会主催の第八回同和研修会開催にあたって、同和委員会では計画立案の段階に於て、参加予定者が過去何回参加して来たか、等のアンケート調査を付けて参加申込を取ったところ、初回参加が約三分の二、聴講のみ参加約百名、全日程参加が約百二十名



であることをふまえ、細部にわたる検討を加え立案した。

特に、まちがった理解や認識で散会しない為の同和委員としての助言の必要性と、今回の目的を次の二点に示した。

その第一は「部落差別の問題」や、「人権侵害の問題」は社会的問題として切りはなすものでなく、

## 第八回「同和研修会」を顧みて

非宗教的問題でありながら、差別を思想的にも、構造的にも仏教徒として助長して来た歴史性からも理解し、教団や仏教徒としての重要な課題であること。

第二点として、仏教の儀礼や、教説等の中で釈尊の

第八回同和研修会で  
発言する蓮池師

的とした。

## ○研修の内容から

今回は、お二人の講師から基調講演をいただいた。

九州産業大学の林 力教授からは、「解放を問われつづけて」と題し、教育の場における教師としての立場から陥っていく差別の様相や、気づかずに差別につながっている実例を通しての

教旨を通して、平等思想から逸脱していないか、また自己の信仰とかがわかって、差別意識を問いなおすことを目的とした。

化・差別を温存助長する教団体質等)を踏襲しながら、明治以降の天皇制への接近や権威主義を再強化させながら、今日に至っている事実と照らし、部落差別そのものが非宗教性であることに目覚めた宗教活動の展開の必要性が提起された。

こうした内容を軸にして、八つの分散会では、平均的に十二・三名の参加者を得て討議が進められた。特に今回は分散会討議の時間を多く取り(五時間)所属教団の中の差別的事象が見えて来つつある実態から、解放に向けての取り組み状況の報告や、宗教者として、また教団の職員としての立場から、差別意識を内包して来ている自己を見つめることが出来たものと一定の評価をしている。

## ○残された課題

分散会討議の中で出された差別につながる問題点(仏教界や社会的な中で)の事象)が広範なもので、個々の内容について深めることが出来なかつた。

しかしこのことは、教団組織の全ての面で取り込まねばならないことを物語っており、同和問題担当部局のみの問題でなく、全ての部局での取り組みの明確化と、課題別の分科会としての研修会方法についても委員会の討議を通して設定する必要性があると感じた。

(同和委員長・蓮池瑞旭)

また、大谷大学の柏原 祐泉名誉教授からは、「近代の部落差別と仏教」の演題に即し、特に部落差別の仏教界の諸実態(差別戒(法)名・差別的教

# 法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

**(質問)** 私の寺も今度始めて税務調査をうけました。日頃から気をつけていましたので、大丈夫だと思いつつも不安でした。大部分はうまくいったのですが、一つだけ腑に落ちないことがあります。拙寺の布施収入は年間約五〇〇万円、これ以外に約九〇〇万円の駐車場収入があります。私と坊守の給料は合計して七〇万円ですが、これを、それぞれの収入割合五対九に分けてそれぞれの会計から載っています。ところが税務署の方は駐車場の方から月額四五万円ももらうのはおかしい。駐車場の管理人の給料は同規模のものでせいぜい月一〇万円位だから四五万円も全額損金には出来ないというわけ

です。どのように対処したら良いでしょうか。  
**(回答)** 給与の額をいかに決めようとする者との契約によって決まるものであって、税務署にとやかく云われる筋合ではありません。そして、この給与を収益事業会計から払うのか、それとも本来の宗教活動会計から払うのかは、給与を受ける方がいずれの仕事をしているかによって決まってくる。宗教活動だけにたずさわる方に対しては当然宗教活動会計から出すべきです。収益事業だけにたずさわる方に対して

## 駐車場収入と給料

は、収益事業会計から出すと云うことです。しかし、住職や坊守は通常両方の仕事をされています。そのようなときいづれから出すべきか、これが御質問の趣旨かと思われまふ。ところで貴寺の場合、収益事業である駐車場の経営は、代表役員である住職が直接これにあたっておられることと思います。駐車場を経営するということは、単に車の出入りにかかわるだけとは異なり、個々の契約の締結や、未収金を集めたりするだけでなく、金策や修繕又、時にはあるであろう、事故による紛争解

決、値上げ交渉、税金の申告手続等々、あらゆる面に及ぶのでありますから、単に管理人の給与相当額が適当という意見に私は賛成するわけにはいきません。  
 代表役員の給与は役員報酬でありますから、それは過大でない限り収益事業から支払って当然です。そして過大であるかどうかは同規模の駐車場を営んでいる会社役員と比較して常識の範囲で決められるべきでしょう。  
 ところで収益事業から戴いている四五万円は住職と坊守との割合がどのようか定かではありませんが、仮に同規

模の駐車場の管理人の給与が一〇万円の相場だと仮定しましょう。おそらく坊守の仕事は管理業務と思われるから、坊守一〇万円とすると、住職は三五万円となります。この前提で住職の報酬が過大となるかどうかが問題です。私は年間九〇〇万円位の収入がある駐車場の経営者の報酬が月額三五万円年間にして四二〇万円は決して過大ではないと思います。個人事業者ならば、それ以上の所得になりましょうし、これが管理会社で経営されている時の役員がこれ位の報酬を得ていても不思議

ではありません。調査に行かれた税務署職員がどうしてそのような発言をされたのかわかりません。  
 収入按分をして、給与(報酬)を宗教活動会計と収益事業会計で分担するという方法をどこも採っています。このことに疑問を出された税務署は貴師から聞くのが私ははじめてです。このことを良く税務署の方にお話して納得してもらって下さい。  
 全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

### 全仏輪袈裟

こげ茶、法輪マーク付き  
¥一、五〇〇円

### 法輪バッチ

径1cm、ネジ式  
¥一、〇〇〇円

### 日の丸・仏旗バッチ

¥五〇〇円  
全日本仏教会財務部

# 長谷川弁護士の

## 「税務相談」刊行

### 寺院運営の伴侶

先月号でもご紹介した通り、本会顧問弁護士長の長谷川正浩先生が著した『**寺院運営の税務相談**』（社団法人民法法情報センター発行）が、いよいよ刊行の運びとなりました。

全国各地で、寺院（宗教法人）と税務当局とのトラブルが発生している現在、この本は、住職（代表役員）をはじめ、法人運営にご苦労されている方々にとって、力強い助っ人となるでしょう。

本書は、「宗教法人と税を考える」「寺院の税務実務一問一答」「寺院の財務手引」の三部で構成されており、宗教法人をめぐる法律や税の諸問題を、詳細かつわかりやすく解説した、寺院運営実務書の決定版といえます。

現在、幾種類もの類似書が刊行されていますが、それらとこの本が異なる特色は、第一に徹頭徹尾お寺を守り、住職の立場を擁護する姿勢に貫かれている点です。これは長谷川先生ご自身が、日蓮宗の僧侶でもある事が、背景になっていると思います。

次に、内容が単に平易というだけでなく、実に生々しい事例に基づき、きわめて具体的に記述されている点です。これは、実際に各地のご住職方から寄せられた様々な質問に対し、国税庁や都道府県

等、関係機関の最も新しい見解を、その都度、確認して回答しているためです。

ともあれ本書は、教団、県仏教会の役職者はもちろん、全ての住職方に必読の書といえます。

なお、この本（定価千八百円）に關します問い合わせ、ご注文は左記までお願いします。

〒160 東京都新宿区新宿一 一九一六  
ISビル二〇五号 長谷川法律会計事務所  
〇三―三五二―四五五四

### 「事務総局人事」

事務部次長	瀬戸隆海	9	30	退任
社会部次長	上田則夫	10	31	退任
総務部次長	西岡知園	11	15	異動
社会部次長	町田法博	11	1	新任

### 「事務局録事」

（十一月）

- 一日 部落解放基本法中央集会出席
- 五日 部落解放研究所宗教部会出席
- 七日 関西地区財務担当者会議  
同和正副委員長打合せ会
- 八日 神奈川県仏五〇周年大会出席
- 十日 日宗連税制シンポジウム
- 十一日 日韓仏教文化交流大会出席
- 十四日 全日仏婦大会出席
- 十五日 理事会  
局内会議
- 十九〜二十六日 世界仏教徒会議ロサンゼルス大会

一九八八年十二月一日発行  
十二月号 第三四四号

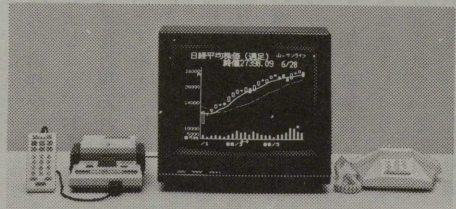
発行人 白川良純 発行所

財団法人 全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七―四  
電話 〇三―四五二―九二二五

### ファミコンで、リアルタイムの株式投資。

時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



## 山一のサンライン



お申込みは最寄りの山一証券・本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話（通話料金無料）

☎ 局番なし **0120-001234**  
 ※平日/8:30-17:00  
 ※土曜(第2・3を除く)/8:30-12:00

## 山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1

☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を葉書に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上 〒103 東京・日本橋局区内 山一証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券  
サンラインF-III  
全 仏